

○津市契約規則

平成18年1月1日規則第40号

改正

平成19年1月15日規則第2号
平成19年11月7日規則第39号
平成20年1月11日規則第1号
平成20年3月31日規則第32号
平成20年5月30日規則第45号
平成21年3月31日規則第9号
平成21年10月22日規則第30号
平成23年8月31日規則第38号
平成24年5月17日規則第28号
平成24年10月10日規則第38号
平成25年3月29日規則第11号
平成28年3月31日規則第30号
平成30年3月30日規則第20号
令和2年3月31日規則第30号
令和4年5月30日規則第32号
令和7年4月1日規則第33号
令和7年5月30日規則第37号
令和7年9月26日規則第42号

津市契約規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 契約の手続（第4条—第21条）
- 第3章 せり売り（第22条）
- 第4章 契約の締結（第23条—第30条）
- 第5章 契約の履行（第31条—第44条）
- 第6章 契約の解除（第45条—第49条）
- 第7章 雜則（第50条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用の基準)

第2条 この規則の運用に当たっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正適格に処理され、かつ、予算が効率的に執行されるよう努めなければならない。

(翌年度以降にわたる契約)

第3条 翌年度以降にわたって支出の原因となるべき契約は、締結することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約は、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条に規定する継続費に係るもの
- (2) 法第213条に規定する繰越明許費に係るもの
- (3) 法第214条に規定する債務負担行為に係るもの
- (4) 法第234条の3に規定する長期継続契約に係るもの

第2章 契約の手続

(入札の公告)

第4条 一般競争入札及びせり売りにより契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して10日前までに、次に掲げる事項を掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を5日前までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札の心得、契約条項その他入札に必要な事項を示す場所及び日時
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (6) 予定価格を事前に公表する入札にあっては、当該予定価格
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 議会の議決に付すべき契約であるときは、その旨
- (9) その他必要な事項

(競争入札参加者の資格)

第5条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者は、同項の規定する期間、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加することができない。

2 市長は、競争入札に参加することのできる者の資格を別に定めることとし、その内容を公示するものとする。

(入札参加資格審査申請書等)

第6条 競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（第1号様式、第2号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、入札参加資格審査申請書の提出時期、添付書類等について、公示するものとする。

3 競争入札に参加しようとする者は、三重県入札参加資格申請受付・審査共同化運営連絡協議会又は三重県市町総合事務組合（以下「協議会等」という。）への入札参加資格の申請をもって、第1項の規定による入札参加資格審査申請書の提出に代えることができる。

(競争入札参加資格者名簿)

第7条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格審査申請書を提出した者について競争入札の参加者としての資格を審査し、適格者と認めるときは、津市競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

2 津市競争入札参加資格者名簿の作成は、毎年4月にこれを行うものとする。

3 市長は、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち建設業者について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定により毎年受けることが義務づけられている経営事項審査の結果等の審査を行い、その結果に基づき、業種ごとに、契約の金額に応じ、区分を定めるものとする。ただし、競争入札に参加しようとする者の数が少ない業種については、当該区分を行わないことができる。

4 前項に規定する審査の要領は、別に定める。

5 津市競争入札参加資格者名簿に登載された者は、登載内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

6 前条第3項の規定による協議会等への入札参加資格の申請により津市競争入札参加資格者名簿に登載された者は、登載内容に変更があったときは、協議会等への届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。

(指名競争入札の指名)

第8条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうちから別に定める基準に基づき、原則として3人以上の入札参加者を指名しなければならない。

2 前項の規定により入札参加者を指名したときは、入札期日の前日から起算して10日前までに、第4条第1号から第4号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項を当該入札参加者に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を5日前までに短縮することができる。

(随意契約の範囲)

第9条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円以内
- (2) 財産の買入れ 150万円以内
- (3) 物件の借入れ 80万円以内
- (4) 財産の売払い 50万円以内
- (5) 物件の貸付け 30万円以内
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円以内

(随意契約の概要等の公表)

第9条の2 令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注の見通し
- (2) 契約の内容
- (3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (4) 契約に係る申請方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の名称（個人で事業を営む者にあっては、氏名）
- (2) 契約の相手方とした理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

(見積書の徵取等)

第10条 随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を

示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者からとができる。

- (1) 予定価格が5万円未満であるとき。
- (2) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (3) 令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結しようとするとき。

2 前項の規定による見積書の徴取は、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうちから行わなければならない。ただし、特別の理由によりこれにより難いときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 官報、新聞その他価格が一定しているもので、見積書を徴する必要がないとき。
- (2) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体その他公共団体と契約を締結するとき。
- (3) 災害の発生等により急を要するとき。
- (4) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (5) 見積書を徴することが困難であるとき。

4 第1項の見積書は、電子入札システム（本市の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して提出することができる。

（予定価格）

第11条 予定価格を定めるときは、競争入札又は随意契約に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、総額により難い契約にあっては、単価について定めることができる。

2 予定価格は、仕様書又は設計書によるものほか、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を考慮して適正にこれを定めなければならない。

3 予定価格については、これを封書にし、開札の際に開札場所へ置かなければならない。ただし、当該予定価格を入札前に公表した場合及び電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ）を用いた競争入札の場合は、この限りでない。

4 予定価格が20万円未満の契約については、予定価格調書の作成を省略することができる。

(最低制限価格)

第12条 競争入札により、工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けるときは、契約の目的となる建設工事等の予定価格の3分の2以上100分の92以下の範囲内の額において、予定価格を構成する材料費、労務費又は諸経費の割合、技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。

2 前項の規定により設けた最低制限価格については、これを封書にし、開札の際に開札場所へ置かなければならない。

(入札保証金)

第13条 競争入札又はせり売りに参加しようとする者は、入札の際に、入札価格（単価による競争入札にあっては、入札価格に予定数量等を乗じて得た価格）の100分の5以上（インターネットを利用して物件又は財産の売払いを行う事務手続（以下「インターネット売却システム」という。）にあっては予定価格の100分の10以上、せり売りにあっては入札価格の100分の5以内において市長が別に定める額）の入札保証金を納付しなければならない。

2 入札者は、入札保証金を会計管理者に納入し、津市会計規則（平成18年津市規則第42号）第73条第1項第1号に規定する入札保証金保管証書を受領するものとする。

(入札保証金に代わる担保)

第14条 前条の入札保証金の納付は、国債、地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 政府の保証のある債券

(2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関等（以下「金融機関等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 定期預金証書で、本市を権利者とする質権を設定し、この質権設定について預金先金融機関等の承認のあるもの

(4) 金融機関等の保証

(5) インターネット売却システムを管理する事業者の保証

2 前項第1号の債券の評価は、額面金額の8割に相当する金額とし、国債、地方債、同項第2号の小切手及び同項第3号の定期預金証書については、その額面金額によるものとし、同項第4号及び第5号の保証については、保証金額とする。この場合において、当該小切手は提示期間内のもので、かつ、契約締結の時期まで有効のものでなければならない。

3 市長は、第1項第4号の規定により金融機関等の保証を入札保証金の担保として提供させるとときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を提出させなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第1項の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札に付する場合においては、入札に参加する資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 競争入札に参加しようとする者が、国、独立行政法人等又は地方公共団体であるとき。

(4) 不用の決定をした物件を売り払う場合においては、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) その他市長が、契約の性質上、入札保証金を納付させる必要がないと認めるとき又は市長の認める確実な担保が提供されたとき。

2 市長は、前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札)

第16条 競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ設計書、仕様書及び図面並びに実地を熟覧の上、入札するものとする。

2 競争入札に参加しようとする者は、入札書を1件ごとに作成して封書にし、入札者の氏名又は法人名及び工事名若しくは物件名等を表記して、市長の指定する日時までに、市長の指定する場所に提出しなければならない。ただし、電磁的記録を用いた競争入札にあっては、必要事項を登録させることにより入札書の提出に代えることができる。

3 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

4 前項の代理人は、同一入札において2以上の入札者を代理することができない。

5 入札者は、その提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできない。

6 市長が入札方法を郵便によると指定した場合において、競争入札に参加しようとする者は、別に定めるところに従い、入札書を郵送しなければならない。

(電子入札)

第16条の2 電子入札（電子入札システムを使用して行う入札をいう。以下同じ。）に参加しよう

とする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その者の使用に係る電子計算機に入札価格その他の所定の情報を入力し、市長が指定した日時までに本市の使用に係る電子計算機に当該情報を到達させなければならない。

2 電子入札の運用については、市長が別に定める。

(入札の延期等)

第17条 市長は、必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(開札)

第18条 開札は、市長の指定した2人以上の職員が出席の上、執行するものとする。入札者（入札者のうちから開札に立ち会うべき者を市長が指定した場合にあっては、当該開札立会人。以下この条において同じ。）は、開札に立ち会わなければならない。入札者が立ち会わないときは、入札事務に關係のない職員に立ち会わせ、開札することができる。ただし、電子入札又は電磁的記録を用いた競争入札にあっては、この限りでない。

(無効入札)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (8) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき。

(落札)

第20条 工事又は製造その他についての請負契約、物件の買入れその他本市の支出の原因となる契約については、予定価格以内であって、令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合を除き、最低の価格（第12条の規定による最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格以上の最低の価格）の入札をした者を落札者とする。

2 物件の売払い又は貸付けその他本市の収入の原因となる契約については、予定価格以上であつて最高の価格の入札をした者を落札者とする。

- 3 落札者がないときは、直ちに再入札に付することができる。
- 4 落札者を決定したときは、その旨を口頭又は書面、電子入札システム若しくは電磁的記録を用いた方法をもって当該落札者に通知しなければならない。
- 5 落札者の決定に審査が必要なときは、開札後直ちに決定せず保留した後に決定することができる。
- 6 最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者と決定しようとするときは、その理由を付するものとする。

(入札保証金の還付)

第21条 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後又は入札の中止の場合は、直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約を締結した後にこれを還付する。

- 2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
- 3 入札保証金には、利子を付さない。

第3章 せり売り

第22条 第4条、第5条第2項、第11条、第13条から第15条まで、第16条第3項及び第4項、第17条、第19条第1号、第3号、第4号、第8号及び第9号並びに第20条第4項の規定は、せり売りをする場合に準用する。

第4章 契約の締結

(契約の締結)

第23条 落札者は、市長が提出の時期を別に指定した場合のほか、第20条第4項に規定する通知を受けた日から7日以内に契約を締結するものとする。

- 2 前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(契約書の作成)

第24条 契約を締結しようとするときは、建設業法の適用を受ける建設工事の請負契約については少なくとも同法第19条各号に掲げる事項、その他の契約については次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額

- (4) 履行方法、履行期限又は期間及び履行場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金
- (9) 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 契約書には、必要に応じて設計書、図面、仕様書等を添付するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する契約書に代えて、請書により契約を締結することができる。

- (1) 競争入札又は随意契約による契約で、契約金額が100万円（工事の請負にあっては200万円）を超えないものを締結するとき。
- (2) 設計又は工期に変更があったとき。
- (3) その他市長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

4 津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に規定する契約を締結しようとするときは、議会の議決があったときに当該契約を締結する旨又は当該議決があったときに当該契約としての効力を生ずる旨を記載した仮契約書を作成するものとする。

（契約書等の省略）

第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約書又は請書の作成を省略することができる。

- (1) 物件を購入する場合において、供給者が直ちにその全部を納入するとき。
- (2) 物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその全部を引き取るとき。
- (3) 契約金額が20万円未満の契約（市長が別に定める継続契約を除く。）を締結するとき。
- (4) せり売りに付するとき。
- (5) 国、独立行政法人等又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (6) 前各号に定めるもののほかで特に契約書を作成する必要がないと市長が認めるとき。

2 前項本文の場合において、必要があると認めるときは、請書、見積書その他これらに準ずる書類を提出させるものとする。

(契約保証金)

第26条 契約の相手方となる者は、契約を締結する際に、契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量等を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 第13条第2項の規定は、契約保証金について準用する。
- 3 契約の相手方は、第1項の契約保証金を納付したときは、契約書に納付したことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第27条 前条の契約保証金の納付は、国債、地方債のほか、次の各号に掲げるものをもってこれに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
 - (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (3) 定期預金証書で、本市を権利者とする質権を設定し、この質権設定について預金先金融機関等の承認のあるもの
 - (4) 金融機関等の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 2 市長は、前項第4号の規定により金融機関等又は保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供されるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証券を提出させなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保証証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、同項の保証委託契約を締結した金融機関等又は保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証証券を提出したものとみなす。
 - 4 契約金額の増減があった場合は、その増減の割合に従って契約保証金を増減することができる。
 - 5 第14条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項の規定中「提示期間内のもので、かつ、契約締結の時期」とあるのは「契約の履行期限又は期間」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第28条 次の各号のいずれかに該当するときは、第26条第1項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が過去3年間に国、独立行政法人等又は地方公共団体との間に、当該契約と種類及び規模が同等以上の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者（過年度において当該契約と種類及び規模が同等以上の複数年契約を締結し、過去3年間にその履行を終了した者又は現在も履行中である者を含む。）であって、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 契約の相手方があらかじめ市長の承認を得て、延納する場合において、確実な担保を提供したとき。
 - (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払代金を即納するとき。
 - (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が25万円を超えないものであり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (7) 物件を買い入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等又は地方公共団体と契約するとき。
 - (9) その他市長が、契約の性質上、契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき又は市長の認める確実な担保が提供されたとき。
- 2 市長は、契約の相手方が前項第1号の規定により履行保証保険契約を締結したときは、当該契約に係る保険証券を提出させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保険証券の提出に代えて、電磁的方法であって、第1項第1号の履行保証保険契約を締結した保険会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保険証券を提出したものとみなす。
- 4 市長は、契約の相手方が第1項第2号の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る保証証券を提出させなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保証証券の提出に代えて、電磁的方法であって、第1項第2号の工事履行保証契約を締結した保険会社等が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証証券を提出したもの

とみなす。

(契約保証金の納付の特例)

第29条 工事の請負契約を締結する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、第26条第1項に規定する契約保証金の納付に代えて前条第1項第2号に規定する工事履行保証契約（保証額が請負代金額の10分の3以上の額のものであり、かつ、引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を契約の相手方に締結させることができる。

2 市長は、契約の相手方が前項の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第30条 契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、契約を履行したとき、又は本市の責めに帰すべき理由により契約を解除したときにこれを還付する。ただし、契約不適合を保証する特約があるときは、当該担保義務終了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

第5章 契約の履行

(契約の変更及び履行の一時中止)

第31条 市長は、契約の締結後において経済情勢の変動又は工事の施行上その必要があると認めるときは、契約の相手方と協議の上、契約を変更し、又はその履行を一時中止することができる。

2 第24条第1項から第3項までの規定は、前項の契約の変更について準用する。

(契約期限の延長)

第32条 市長は、契約の相手方が災害その他やむを得ない理由により、契約期限内にその義務を履行できないため契約期限の延長を求めるときは、事実を審査し、やむを得ないものと認めるときは、これを承認することができる。

(契約の履行の届出)

第33条 契約の相手方は、当該契約をすべて契約内容に従い履行したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第34条 市長は、第32条の規定により契約期限の延長を承認した場合を除き、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により債務の履行を遅滞したときは、遅滞日数に応じ、契約金額に当該契約締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に

規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率に相当する金額を損害金として徴収するものとする。ただし、分割して履行しても支障のないものについては、その遅滞部分についてのみ徴収することができる。

- 2 前項の規定による損害金は、契約保証金の納付がある場合においては、当該損害金相当額をこれに充て、なお不足するときは、不足額を納付させるものとする。
- 3 本市の責めに帰すべき理由により請負代金の支払が遅れた場合には、契約の相手方は、本市に対して遅れた期間の日数に応じ、請負代金額に当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合を乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。
- 4 第1項及び第3項に規定する遅延利息の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（検査）

第35条 市長は、契約の相手方から第33条の規定による届出を受けたときは、その届出を受けた日から、工事の請負にあっては14日以内に別に任命する検査員をして、製造その他の請負又は物件の買入れ等にあっては速やかに、津市物品会計規則（平成18年津市規則第3号）に規定する契約事務担当者及びその代行者又はこれらの者が指定する者（以下「検査員」という。）をして、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査させるものとする。

- 2 検査員又は検査員（以下「検査員等」という。）は、前項の検査をする場合において、必要があると認めるときは、当該所属関係職員の立会いを求めることができる。
- 3 第1項の規定により検査を行うときは、契約の相手方又はその代理人は、これに立ち会わなければならぬ。この場合において、これらの者が検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議の申立てをすることができない。

- 4 検査員等は、契約の履行完了についてその完了が認められない部分があるときは、検査員等の定める期間内にその部分につき、補修、改造又は取替え若しくは補充をさせなければならない。

（監督と検査の職務の兼職禁止）

第36条 同一の契約について、特別の必要がある場合を除き、検査員等には、監督の職務を兼ねさせてはならない。

（引渡し）

第37条 契約の相手方の提供する目的物の引渡しは、当該引渡場所において本市の行う検査に合格したときをもって完了するものとする。

(支払時期)

第38条 契約金は、完了の検査終了後適法な請求のあった日から、工事にあっては40日、その他の契約にあっては30日以内に支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(前金払)

第39条 令附則第7条の規定により、保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、別に定めるところにより前金払をすることができる。

(部分払)

第40条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、契約の相手方から請求があり、検査に合格したときは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。ただし、市長が特に必要があると認める契約を除き、契約金額が1,000万円以上の契約に限るものとする。

(1) 工事又は製造その他についての請負契約 既済部分に対応する請負代金の10分の9（市長が特別の理由があると認めるときは、10分の10）に相当する額

(2) 物件の買入契約 既納部分に対応する買入代金に相当する額

2 部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 請負代金額が3,000万円未満 1回

(2) 請負代金額が3,000万円以上6,000万円未満 2回以内

(3) 請負代金額が6,000万円以上9,000万円未満 3回以内

(4) 請負代金額が9,000万円以上1億2,000万円未満 4回以内

(5) 請負代金額が1億2,000万円以上 5回以内

3 市長は、部分払の請求書を受理したときは、その日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(危険負担)

第41条 契約の目的物の引渡し前に生じた損害については、特に定める場合のほかは、契約の相手方の負担とする。

2 工事又は製造その他についての請負契約で既済部分に対して完済前に代価の一部を支払った場合において当該請負契約の既済部分が滅失若しくは損傷したとき、又は本市から材料を支給して

請け負わせる場合において当該支給材料が滅失若しくは損傷したときは、特に定める場合のほか、その損害は、契約の相手方の負担とする。物資の運送保管等をさせる場合における損害についても、同様とする。

(契約不適合責任)

第42条 契約の相手方から引渡しを受けた目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合を知った時から1年以内にその旨を契約の相手方に通知しないときは、市長は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができるない。

2 本市は、物件の売払いの場合において、目的物の引渡し後は、その契約不適合について担保の責めを負わない。

(契約履行の転換の禁止)

第43条 契約の相手方は、契約に関する権利及び義務については、あらかじめ市長の承認を得なければこれを第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(下請負の制限)

第44条 契約の相手方は、契約の履行においてその全部を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 契約の相手方は、契約の履行においてその一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第6章 契約の解除

(契約の解除)

第45条 公用又は公共のため特に必要がある場合において、市長が契約を解除し、又はその履行を停止し、若しくは変更することがあっても、契約の相手方は、これを拒むことができない。

2 前項の場合においては、市長は、その履行の部分等を考慮して相当の代価を支払うものとする。

第46条 契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、契約保証人を立てさせているときは、契約の相手方に代えて契約保証人に当該契約の履行を請求することができる。

(1) 契約の相手方の責めに帰すべき事由により履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約履行の着手を遅延したとき、又は契約の履行について不誠実の行為があると認められるとき。

- (3) 建設業法その他法令の定めるところにより営業停止又は許可の取消しを受けたとき。
- (4) 契約の履行に際し、本市職員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方又はその代理人がこの規則及び契約事項に違反したとき。
- (6) その他市長が特に認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金は、本市に帰属する。

3 契約保証金の納付を免除された者は、第1項の規定により契約を解除された場合においては、その免除された契約保証金額に相当する額を損害金として納付しなければならない。

4 第1項の規定により契約を解除した場合においては、市長は、期限を指定して必要な処置をさせることができる。ただし、既履行分のうち市長が特に認めるものについては、相当の代価を支払って、これを採用することができる。

(契約解除の通知)

第47条 市長は、前条の規定により契約を解除するときは、その旨を書面をもって契約の相手方に通知するものとする。

2 契約の相手方の所在が不明等のため、前項の規定による通知をすることができないときは、掲示その他の方法により公告し、その公告の日から2週間を経過した日をもって通知したものとみなす。

(契約の相手方の解除権)

第48条 契約の相手方は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第31条第1項の規定により契約の内容の変更があったため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第31条第1項の規定により契約の履行の一時中止があり、その期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6箇月を超えるときは、6箇月）を超えたとき。
- (3) 本市の契約に違反し、その違反によって、契約の履行が不可能となったとき。

(談合その他不正行為に対する措置)

第49条 契約の相手方は、本市と締結した工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、本市の請求に基づき、契約金額の100分の20に相当する額を損害金として本市に支払うものとする。

- (1) 当該契約に関し、契約の相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第3条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が契約の相手方又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体(以下「契約の相手方等」という。)に対して行われたときは、契約の相手方等に対する命令で確定したものといい、契約の相手方等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、当該契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、契約の相手方等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が契約の相手方に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 当該契約に関し、契約の相手方(契約の相手方が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 本市は、契約の相手方が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除することができる。

3 第1項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

第7章 雜則

(委任)

第50条 この規則に定めるもののほか、契約の事務手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に合併前の津市工事請負等の契約及び執行に関する規則（昭和27年津市規則第1号）、久居市会計規則（昭和43年久居市規則第1号）、久居市工事契約事務取扱要綱（昭和52年久居市訓令第2号）、久居市入札執行事務処理要領（平成10年12月1日施行）、河芸町会計規則（平成9年河芸町規則第6号）、芸濃町財務規則（平成3年芸濃町規則第14号）、美里村財務規則（平成12年美里村規則第26号）、安濃町会計規則（昭和42年安濃町規則第2号）、安濃町建設工事請負契約規程（昭和30年安濃町告示第12号）、香良洲町会計規則（昭和42年香良洲町規則第1号）、建設工事指名競争入札参加者の登録資格の基準に関する規程（昭和51年香良洲町規程第1号）、一志町会計規則（昭和43年一志町規則第4号）、白山町会計規則（昭和44年白山町規則第9号）、美杉村財務規則（昭和39年美杉村規則第1号）若しくは美杉村建設工事請負契約規程（昭和30年美杉村告示第72号）又は解散前の一志社会福祉施設組合会計規則（平成8年一志社会福祉施設組合規則第7号）、津市ほか4箇町村衛生施設利用組合会計規則（昭和58年津市ほか4箇町村衛生施設利用組合規則第2号）、久居地区広域消防組合会計規則（昭和48年久居地区広域消防組合規則第6号）、久居地区広域消防組合入札執行事務処理要領（平成10年久居地区広域消防組合訓令第6号）、久居地区広域衛生施設組合会計規則（平成15年度久居地区広域衛生施設組合規則第4号）、安芸美地区清掃処理施設利用組合会計規則（平成4年安芸美地区清掃処理施設利用組合規則第1号）、津地区広域行政事務組合会計規則（平成7年津地区広域行政事務組合規則第12号）、一志地区広域連合会計規則（平成17年一志地区広域連合規則第1号）若しくは中勢農業共済事務組合財務規則（平成12年中勢農業共済事務組合規則第13号）（以下これらを「合併前の規則等」という。）の規定により締結された契約で、この規則の施行の際現に当該契約の履行を完了していないものについては、なお合併前の規則等の例による。

3 この規則の施行の際に合併前の津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町又は美杉村の競争入札参加者名簿に登載されている者は、第7条第1項の津市競争入札参加資格者名簿に登載された者とみなす。

附 則（平成19年1月15日規則第2号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(津市契約規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の津市契約規則第34条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に

締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年11月7日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の津市契約規則第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に競争入札又は見積書の徴取を行う建設工事等について適用する。

附 則 (平成20年1月11日規則第1号)

この規則は、平成20年1月15日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第32号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日規則第45号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第9号)

1 この規則中第9条の次に1条を加える改正規定及び第10条第1項に1号を加える改正規定は平成21年4月1日から、その他の改正規定は同月8日から施行する。

2 改正後の第49条第1項の規定は、平成21年4月8日以後の契約に対する損害金について適用し、同日前の契約に対する損害金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年10月22日規則第30号)

この規則は、平成21年11月9日から施行する。

附 則 (平成23年8月31日規則第38号)

1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。ただし、第49条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第12条第1項の規定は、平成23年9月1日以後に公告を行う建設工事等の最低制限価格について適用し、同日前に公告を行った建設工事等の最低制限価格については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年5月17日規則第28号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の津市契約規則の規定は、平成24年5月1日以後の協議会等への入札参加資格の申請について適用し、同日前の協議会等への入札参加資格の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年10月10日規則第38号)

1 この規則は、平成24年10月20日から施行する。

2 改正後の津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する競争入札又は見積書の徴

取について適用し、同日前に実施した競争入札又は見積書の徵取については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日規則第11号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する競争入札又は見積書の徵取について適用し、同日前に実施した競争入札又は見積書の徵取については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日規則第30号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第30号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月30日規則第32号)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に公告を行う建設工事等に係る最低制限価格について適用し、同日前に公告を行った建設工事等に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年4月1日規則第33号)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年5月30日規則第37号)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の津市契約規則の規定（第24条第3項第1号の改正規定を除く。）は、この規則の施行の日以後に公告を行う建設工事等について適用し、同日前に公告を行った建設工事等については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年9月26日規則第42号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。